

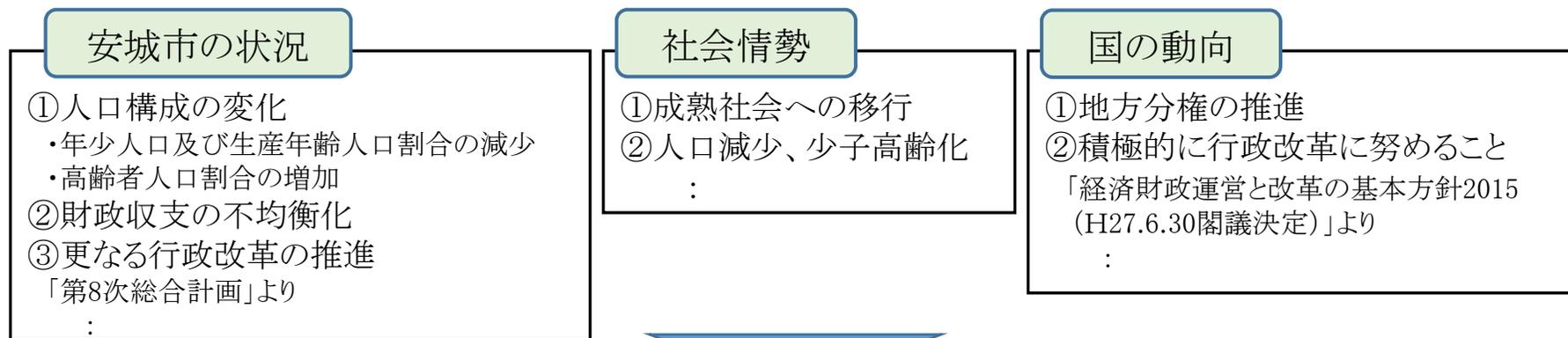
第6次行政改革大綱の概要について 「安城市行政経営方針」

《構成》

1. 行政改革とは
2. これまでの行政改革の歩み
3. 第6次行政改革大綱とは
4. 大綱の体系
5. 推進体制と行政改革審議会の役割

1. 行政改革とは

安全かつ良質な公共サービスが確實、効率的に実施されるよう、これまでの市役所の組織や機能、制度などを実情に応じて見直す自主的な取り組み。



人口構成や財政状況などの社会状況の変化に、対応するために

財政基盤の確立＋質の高い公共サービスを引き続き効率的・効果的に提供する必要がある。

2. これまでの行政改革の歩み

大綱次数	取組期間	主な取組項目	効果額
第1次 (S60.8)	S60～62	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直し ・給与の適正化 ・組織・機構の簡素合理化 ・定員管理の適正化 	—
第2次 (H8.3)	H8～13	<ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の見直し ・効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 ・公共事業の見直し 	775,489 千円
第3次 (H12.6)	H12～17	<ul style="list-style-type: none"> ・市民との協働 ・健全な財政運営 ・行政の透明性の確保 ・公共施設の適正管理 	1,507,293 千円
第4次 (H18.6)	H18～22	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が満足する行政サービスの提供 ・効率的・効果的な財政運営 ・政策形成できる人材の育成と適正な人事管理 	1,418,838 千円
第5次 (H23.6)	H23～27	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参加と協働の推進 ・自立的な経営基盤の確保 ・コスト・成果を重視する行政経営 ・行政情報の共有化 	1,711,097 千円
第6次 (H29.4)	H29～33(R 3)	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な財政運営 ・人と組織の活性化 ・市民と行政の相互理解の推進 	—

3. 第6次行政改革大綱とは

○第6次行政改革大綱とは

- ①第8次安城市総合計画の目指すべき都市像である「市民一人ひとりが生活の豊かさとともに幸せを実感できるまち」の実現に向け、
- ②限りある経営資源を真に必要な事業に投資することができるよう
- ③更なる歳出削減と行政サービスの最適化を図り、本市が将来にわたって「持続可能で安定的な行政経営」を継続していくための指針

○計画期間

平成29年度～平成33年度（5か年）とする。

なお、社会経済情勢の変化や行政を取り巻く制度改革などに適切に対応していくため、**中間年にあたる平成31年度に大綱及び実行プランの見直し**を行います。

4. 第6次行政改革大綱の体系（重点目標）

「持続可能で安定的な行政経営」

「持続可能で安定的な行政経営」のために、3つの重点目標（改革の柱）を定めています。



① 適正な財政運営

財源の積極的な確保とともに、行政評価制度を活用した事業の必要性、有効性、効率性などの評価・検証により歳出の最適化を図り、持続可能な財政基盤の確立を目指します。

② 人と組織の活性化

高度化・複雑化する行政課題に対応していくための政策形成能力を持った職員を育成するとともに、多様な人材が組織の中で力を十分発揮できるような環境づくりを進めます。

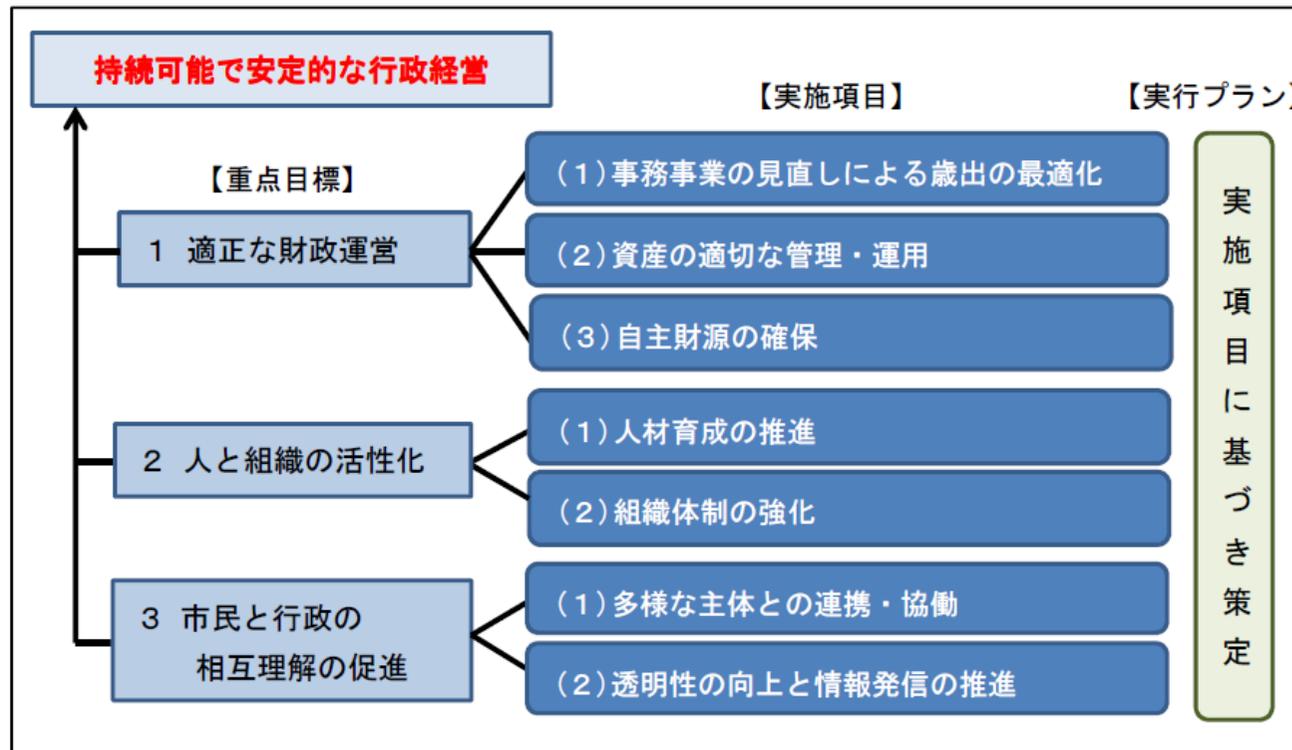
③ 市民と行政の相互理解の促進

情報公開と迅速な情報提供、市民の声の収集などにより行政と市民が情報を共有しながら、それぞれが担う役割と責任を明確にして、相互理解と協働によるまちづくりを進めます。

4. 大綱の体系（実施項目）

○ 実施項目

3つの重点目標（改革の柱）に基づき、7つの実施項目を設け、各々に具体的な取組計画である実行プランを位置付け。



4. 大綱の体系（実行プラン）

○ **実行プラン** 3つの重点目標（改革の柱）に基づき、7つの実施項目の達成に向け、掲げた実行プランは38プラン。

1 適正な財政運営 (1) 事務事業の見直しによる歳出の最適化		2 人と組織の活性化 (1) 人材育成の推進	
プラン No	プラン名	プラン No	プラン名
1-(1)-1	補助金等の定期的な見直し	2-(1)-1	人材育成基本方針の改定
1-(1)-2	「創意と工夫」の継続実施	2-(1)-2	職員研修の充実
1-(1)-3	道路・公園照明灯のリース方式によるLED化とその他照明器具のあり方の検討	2-(1)-3	情報セキュリティに関する職員等の危機管理意識の向上
1-(1)-4	公立幼稚園・保育園の民営化を含めたあり方の検討	2-(1)-4	職員満足度の向上
1-(1)-5	道路占用許可にかかる申請等の電子化	2-(1)-5	女性職員の更なる活躍の場の創出
1-(1)-6	私立高等学校等授業料補助制度の見直し	(2) 組織体制の強化	
1-(1)-7	放課後子ども教室の廃止	プラン No	プラン名
(2) 資産の適切な管理・運用		2-(2)-1	ワークライフバランスの推進
プラン No	プラン名	2-(2)-2	多様な人材の確保
1-(2)-1	公共施設のあり方の検討	2-(2)-3	現業職体制の再構築
1-(2)-2	公共施設への更なる指定管理者制度導入の検討	2-(2)-4	窓口業務の民間委託化の検討
1-(2)-3	公用車のより効率的な維持管理手法の検討	3 市民と行政の相互理解の促進	
1-(2)-4	老人デイサービス施設の廃止と空きスペースの有効活用の検討	(1) 多様な主体との連携・協働	
1-(2)-5	養護老人ホームと生活支援ハウスの機能一元化と民営化	プラン No	プラン名
1-(2)-6	勤労福祉会館の廃止	3-(1)-1	多様な主体による地域社会の課題解決
1-(2)-7	公共建築物保全計画に基づく適切な施設管理	3-(1)-2	市民協働推進のための中間支援の仕組みの充実
1-(2)-8	下水道事業の企業会計への移行	3-(1)-3	市民活動団体設立や活動継続のための新たな支援の仕組みの構築
(3) 自主財源の確保		3-(1)-4	減災まちづくり研究会の活性化による地域防災力の向上
プラン No	プラン名	3-(1)-5	地区公民館のあり方の検討
1-(3)-1	広告事業の推進	3-(1)-6	スポーツを通じた地元意識の醸成
1-(3)-2	市民税県民税特別徴収の推進	(2) 透明性の向上と情報発信の推進	
1-(3)-3	市税の収納率向上	プラン No	プラン名
1-(3)-4	南明治第一土地区画整理事業地区内の市有地を活用した魅力あるまちづくりの推進	3-(2)-1	スマートフォンを活用した情報発信の充実
1-(3)-5	積立基金の適切な管理と運用の推進	3-(2)-2	マイナポータルを活用した新たな情報発信の充実
		3-(2)-3	市民参加を促進するための情報提供に関するガイドラインの策定



5. 推進体制と行政改革審議会の役割

外部（行政改革審議会）と内部（行政改革推進委員会）の視点から毎年度、点検・評価を行うとともに、その進捗評価や意見等を踏まえ、市長から迅速かつ適切に必要な指示を受けることとしている。

